

REPORT

全面開放後の「旅順口区」発展の可能性 ～ 東北地区海上輸送拠点の構築～

1. 旅順について

旅順口区の位置図



「道中の無事を祈る」との意味で名付けられた旅順は、中国遼寧省大連市に属する区です。人口26万人、遼東半島最南端に位置し、東は黄海、西は渤海、南は海を隔てて山東半島を望み、北は大連市に隣接しています。

地勢は、沿岸丘陵地帯で東高西低、平均海拔140メートル、気候は北温帯季節風気候で四季がはっきりしています。



白玉山より望んだ旅順港全景

日本人にとって旅順は、日露戦争(1904年)における二〇三高地の激戦で有名ですが、1881年に軍港が建設され、中国で初めて水道施設と国際電報配線が整備された町でもあります。地勢的な特徴から、「北京と天津の門戸」「渤海の要衝」「東のジブラルタル海峡」と称されています。

旅順には中国北方艦隊の軍港があるため、軍

事上の理由から、これまで外国人には立ち入りできる場所について制限がありました。しかし、2009年3月20日付けで、実質的に全面解禁となり、軍事禁止区域を除いて外国人の立ち入り制限は撤廃されました。

2. 旅順口区のインフラ整備と産業の状況

古くより水産業や農業が盛んな旅順ですが、近年、道路網の整備、給排水・電力・通信等のインフラ整備とともに積極的な企業誘致を行っています。2000年から05年までの旅順口区の年平均経済成長率は13%でしたが、08年は年率24%成長してGDPは115億元(約1,610億円)に達しました。

(1) 物流ネットワークの充実

中国最長の煙大鉄路フェリー

煙大鉄路フェリー航路図



フェリーに積み込まれる鉄道車両

海上交通では、旅順から対岸の山東省煙台への海上航路の運行(煙大鉄路フェリー)が06年から開始されました。このフェリーは、自動車や乗客のほか列車の車両をそのまま船に積み込むことができ、これまで大連から煙台まで渤海湾に沿って大きく迂回するのに24時間を要していたのが、一気に4時間にまで短縮されています。

土羊高速道路完成による高速交通ネットワークとの接続

高速交通網については、2008年8月に大連市(土城子)と旅順口区(羊頭湾)を結ぶ土羊高速道路が開通しました。全長56.77km、総投資金額34億元(約476億円)のこの土羊高速は大連~瀋陽間の瀋大高速道路、また大連~丹東間の丹大高速道路と接続しており、中国東北地域の拠点都市である瀋陽、丹東と直に高速交通網で繋がりました。

大連市街から旅順までの電車軌道延伸工事が起工



大連市街地を走る軽軌電車

大連市の市街地を2両編成で走っている電車を、中国では高速の長距離列車と区別して軽軌電車と呼んでいます。市民の足として親しまれているこの電車を、旅順開発区(工業団地)の新港まで延長する起工式が、今年5月行われまし

た。竣工は2011年末の予定で、全長42.67km、総投資予定額は42.2億元(約590億円)です。この延長工事が完成すると、大連市街から旅順口区までの人の移動が格段とスムーズになり、往來の活発化が見込まれています。

さらに、旅順では「東北アジアの海運センター」として中国東北地区の海運の中核となることを目指した、日本、韓国、香港への海上航路の開通も計画されています。

(2) 中国有数の巨大プロジェクト



既に稼働を始めている造船所

総合型船舶生産基地の建設

旅順では、現在二つの巨大プロジェクトがスタートしています。一つは「総合型船舶生産基地」を建設するプロジェクトで、中国の国営企業集団中国遠洋運輸(集団)公司(コスコグループ)が主導し、川崎重工と合作で建設を進めています。30万トン級ドック2基を含み、完成後の年間建造能力は最終的に250万から300万DWT(重量トン)に達し、将来は中国最大級の造船所になると見込まれています。

「機関車タウン」の建設

もう一つのプロジェクトは、中国最大の機関車製造会社である国有企業中国北方機車車輛工

業集団会社が総投資額12億元(約168億円)をかけ、軽軌電車、地下鉄、ディーゼル機関車といった車両のほか、ディーゼルエンジンなどの動力機関の生産基地を目指す「機関車タウン」の建設です。今年4月に着工し、2011年12月に完成が予定されており、完成後は各種車両を年間3,000台生産する能力を備える計画です。

現在、旅順で建設されている造船と機関車の生産基地は、完成するとどちらも世界有数の製造能力を有するものとなります。この2つの巨大プロジェクトによって、製造業集積地としての拠点性は飛躍的に高まります。

(3) 経済開発区、工業園区の整備

旅順口区では、経済、観光、居住、自然保護などの機能別にエリアを設定し、整備を進めています。そのうち、外資から投資を呼び込んで

旅順口区の二大開発区



発展を図ろうとしている「西部臨港新区」と「知識経済区」について、紹介します。

「西部臨港新区」

このエリアは、従来から整備されている羊頭湾の海上輸送センターと双島湾総合物流港区から構成され、上記2大プロジェクトを含む製造・加工業集積地として、輸出加工、食品生産、

医療、電子産業、化学工業の施設が建設されています。港、物流、海上エネルギー設備等に関連する産業を発展させ、交通エネルギー施設基地の形成を目指しています。

その実現のため日本からの投資企業を誘致すべく、旅順新港から3kmほど離れたところに「日本工業城(ゾーン)」が用意されており、機械工業、電子工業、医療工業、省エネルギー開発、環境保護関連産業の日系企業の誘致に力を入れています。

「知識経済区」

ハイテクパークと大学を軸に、IT情報産業、ソフトサービス、新エネルギー、新材料等の科学技術情報産業の集積に取り組んでいます。

特に旅順南路ソフトウェア産業帯は、大連ソフトウェアパークを核として、大連市南部から海岸線に沿って位置し、旅順塩場の大学城(ゾーン)まで距離にして約30km、面積133.11km²もあります。そのなかに日本企業団地、情報サービス産業区、国際企業村、高等教育機関など、自然・生態・人文が一体化した新海浜型のソフトウェア団地を造り、中国のバンガロール(インドのシリコンバレーと呼ばれる)を目指しています。

最後に

軍事上の理由で対外開放が大きく出遅れた旅順口区ですが、開放を転機として積極的な開発に踏みきり、発展に向かって動き始めています。元々有している地理的優位性を最大の武器として、中国東北地区だけでなく世界のハブ基地としての地位を確立しようとしています。その実現のためには、日系企業を主力とした外資企業の進出の成否が重要な鍵となりそうです。

(大連駐在員事務所 宮城 正志)



中国で「食品安全法」が施行

2009年6月1日より、中国において「食品安全法」が施行されました。粉ミルク汚染事件や冷凍餃子事件などを受けて、法律の不備を解消し、厳しい管理体制を敷く事で違法な業者を排除し、食品の安全保障を主眼としています。

これまで運用されてきた「食品衛生法」との大きな違いは、関係業者の管理と違反者に対する罰則が大幅に強化されたことです。以下に改正内容の概要をまとめました。

1. 改正内容の概要

(1) 食品関係業者の管理強化

全般	製造販売従事者は毎年健康診断を受診
	食品包装には製品内容を記載したラベルを貼付
	食品添加物には製品内容を記載したラベル及び説明書が必要、ラベル上に「添加物」である旨を明記
生産加工	材料調達の際、供給者の許可証及び製品合格証明文書を確認
	製造業者は「入荷確認記録」及び「出荷検査記録」を作成し、2年間保管
	農産物生産者は「食用農産物生産記録」を作成
販売	商品調達の際、供給者の許可証及び食品合格証明文書を確認
	「入荷確認記録」を作成、2年間保管
輸入 (中国)	中国への輸入に係る製造及び輸出業者は国家輸出入検査検疫部門へ登録
	通関の際、輸出入検査検疫機関の通関証明取得
	輸入業者は「輸入記録」と「販売記録」を作成し、2年間保管
輸出 (中国)	輸入食品の包装に中国語のラベルと説明書が必要
	輸出食品の製造業者、農場、養殖場は、国家輸出入検査検疫部門へ届け出
	通関には輸出入検査検疫期間の通関証明取得

このように、食品の生産から販売・輸出入に関する記録を作成し、追跡調査を可能とする管理方法が義務付けられました。

(2) 法律体系の整備

生産・加工のみならず流通、飲食サービス、包装材、洗剤、食品添加物、広告に至るまで、食に関しての統一国家基準が制定されました。

(3) 検査免除制度の廃止

全企業に対して監督部署及び指定機関が定期及び抜打ちで検査を行う事となりました。

(4) 事故発生時の効果的な処置制度

リコール制度が導入され、実施状況を監督部署へ報告する事が義務付けられました。

(5) 違反者への罰則規定強化と消費者保護

違法製造販売者へ最低2,000元(日本円で約28,000円)以上の罰金が課されるほか、政府のHP上に違反企業として公開されます。また、消費者には商品代金の10倍の損害賠償請求が認められました。

2. 日本企業への影響

中国へ食品を輸出しようとする日本企業(中国現地法人含む)は、食品の追跡調査の為に中国の輸出入検査検疫部門へ取引業者としての登録や届け出が必要です。また、中国側の輸入業者は追跡調査の事務負担が増加する為に、これを日本の輸出業者に対して転嫁する事が予想されます。

物流業者からの聞き取りによると、法律の運用が安定するまでは、通関に従来以上の時間を要したり、輸出入可能であったものも不可能とされる事も想定されます。

3. 新たなビジネスチャンス

食品への追跡調査制度の導入によって、中国での追跡調査システムへのニーズが急速に高まると考えられます。日本企業は先行して追跡調査システムを導入していますので、同システムのノウハウが売り込める商材として有望視されています。

まとめ

本法律の施行は中国の食品関連企業にとって厳しい内容となりましたが、安全で品質の高い食品が市場と消費者から信任を得ていくことを後押しするものです。中国政府が目指す安心、安全な中国産食品の信頼回復に向けた対応に今後も注目していきたいと思えます。

(上海駐在員事務所トレーニー 磯田 卓也)